

虹の松原再生・保全活動事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「虹の松原再生・保全実行計画書」に基づき、学校、CSO（市民社会組織）、企業、ボランティア団体等の協働による虹の松原再生・保全活動事業を実施するため、レクリエーションの森部会規定第10条の規定により虹の松原再生・保全活動に必要な事項を定め、市民等の虹の松原の再生・保全意識の高揚を図るとともに、白砂青松の松原として再生させることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動 虹の松原再生・保全活動をいう。
- (2) 活動者 虹の松原再生・保全活動に参加する個人又は団体をいう。
- (3) 協議会 虹の松原保護対策協議会をいう。
- (4) 会長 虹の松原保護対策協議会会長をいう。
- (5) 推進団体 レクリエーションの森部会の事務局を担う「虹の松原再生活動推進事業」の委託を受けた団体をいう。

(活動の参加届出)

第3条 活動者は、参加申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 活動者は、参加申込書の内容に変更が生じた場合は、変更届出書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

3 活動者は、活動を中止する場合は、活動辞退届出書（様式第3号）を会長に提出するものとする。
(資金若しくは資材の提供による参加届出)

第4条 資金若しくは資材の提供による活動者は、資金・資材の提供参加申込書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

(合意書の締結)

第5条 会長は、第3条第1項の届出があった場合、その内容が適切であると認められるときは、活動者と合意書（様式第5号）を取り交わすものとする。なお、会長は、合意書を取り交わしたときは、直ちにその写しを佐賀森林管理署長に提出するものとする。

(報告書の提出)

第6条 活動者は、毎年度の活動報告書（様式第6号）を翌年度4月末までに会長へ提出するものとする。

(活動者の役割)

第7条 活動者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動区域内の松葉かき、除草（草刈り機を使用しない）、芽かき
- (2) 活動区域内の空き缶等の散乱ゴミの収集
- (3) 情報の提供（松枯れ、松露生育状況等）
- (4) その他必要な活動

(協議会の役割)

第8条 協議会は、活動者の活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物品や清掃用具等の支給又は貸与
- (2) 活動者のボランティア活動保険等の加入

(3) 活動標示板等の設置

(4) その他必要な活動

(顕彰)

第9条 会長は、活動が特に優れていると認められる場合は、当該活動者を顕彰することができるものとする。

(庶務)

第10条 虹の松原再生・保全活動事業に関する庶務は、推進団体において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。